



〈6月の生活目標〉  
あたたかい言葉を使おう

## いじめ撲滅強化月間について

校長 梶山 崇

間もなく6月を迎えます。子どもたちは元気に登校しています。今月の学校だよりは来月のいじめ撲滅強化月間についてお知らせします。

さて、6月をなぜ、いじめ撲滅強化月間としているかと言いますと、6月は子どもたちがちょうど学級にも慣れてきて、友だちとの人間関係でうまくいかないことが出てきやすくなることから、いじめ等が発生しやすくなる6月をいじめ撲滅強化月間としています。

本校のいじめの認知件数ですが、0ではありません。本校は積極的にいじめを認知して、いじめ対応をしています。現在、学校教育法で定められている学校(小学校、中学校など)では、自校の学校いじめ防止基本方針を定めて、Webで公開することが法律で定められています。それについては、2月の新入学児童保護者説明会、4月の懇談会で説明させていただいておりますが、三橋小学校いじめ防止基本方針には、いじめをすることは法律違反になること、学校、家庭(保護者)、地域、行政にはそれぞれ役割が決められていること、保護者や児童相談所等との連携を図って対応することなどが定められています。もともと、これらの内容はさいたま市いじめ防止基本条例に記載されていました。学校、家庭、地域、行政等関係機関が協力していじめ防止やいじめ対応を図ることが必要なのです。実際に対応方法は本校の学校いじめ防止基本方針の他に、さいたま市教育委員会から出されているいじめ防止対応マニュアルを基準にしています。

いじめの定義は、児童が心身の苦痛を感じているものを言います。実際にいじめの訴えがあったときには、いじめ対策委員会を開催し、対応方法を協議し、組織的に対応します。そして、指導支援の内容についてご家庭に連絡させていただくことを原則としています。併せて児童同士のトラブル全般について、ご家庭に報告させていただき、学校と家庭が協力して児童をはぐくんでいけるようにしております。ご理解、ご協力をお願いいたします。

実はいじめを防止するには、教育活動全体を通しての道徳教育の充実、学習指導、生徒指導、教育相談の推進等、教育活動を充実させることが重要です。特に全学年で実施している「いのちの支え合い」を学ぶ授業では、子どもたちが困ったときには信頼できる大人に相談するよう指導していきます。

6月のいじめ撲滅強化月間には、①校長による講話、②全学年での学校生活アンケート、③各学級でのいじめ撲滅スローガンの作成、④児童会による「いじめ防止キャンペーン」、⑤中学年を対象としたさいたま市スクールロイヤーのいじめ防止授業等を予定しています。児童が心からいじめは絶対にいけないと思えるよう指導・支援に努めていきたいと思えます。保護者のみなさま、ご心配のことがございましたら、担任、教科担任等に遠慮なくご相談をお願いします。今月も本校の教育活動にご支援をよろしくお願い申し上げます。

## 〈熱中症予防について〉

今夏も、暑い日が多くなってきました。熱中症に気を付けましょう。下記の点を参考にご家庭でもご指導ください。

### 熱中症予防行動のポイント

- マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲との距離を十分にとったうえで、適宜マスクを外して休憩を取る。
- のどが渇く前に水分補給をする。また、体調が悪いと感じたときは、塩分を忘れずに摂取する。
- 日ごろから、体温測定をして、健康状態を把握し、体調が悪いと感じた時は、無理せず静養する。
- 暑くなり始めの時期から、水分補給を忘れずに、無理のない範囲で運動する。
- 児童本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外すなど、自身の判断でも適切に対応する。

## 〈正門改修工事に伴うお願い〉

過日「さいたま市立三橋小学校の正門改修工事のお知らせ」にてお伝えしたように、本校の正門改修工事が5月31日～7月31日の期間で行われます。改修工事に伴い、登下校の仕方や保護者のお迎えの制限等がございますので、以下の点について、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

- (1) 工事期間中は、正門の地面に板を敷きますので、児童はその上を歩いて登下校をします。
- (2) これまでどおり正門を使つての登下校は行えますが、正門の地面に敷く板の幅が狭いため、正門付近は混雑することが予想されます。
- (3) 8:30以降に登校・来校する場合、正門は通行不可となりますので、東門へ回つての登校・来校をお願いします。また、正門脇や体育館脇に車両を停めることができないため、徒歩または自転車での登校・来校にご協力ください。
- (4) 早退をする場合、正門が通行不可のため、東門からの下校となります。
- (5) お子さんが体調不良等でお迎えの必要がある場合は、北側駐車場をご利用ください。
- (6) 個人面談期間中の保護者の自転車での来校や校庭使用による児童の自転車での来校は、可能な限り正門を避けて、東門から入っていただけると幸いです。

## 〈1学期末の懇談会について〉

1学期末の懇談会は、参集して実施しません。代わりにお手紙等で1学期の振り返りや夏休みの過ごし方についてお知らせいたします。お手紙は7月5日(金)に配付予定です。

## 〈水泳学習が始まります〉

6月から、子どもたちが楽しみにしている水泳学習が始まります。子どもの健康と安全を第一に考え、指導を行ってまいります。ご家庭でも「朝食をしっかり取る」や「夜更かしをしない」など、子どもたちが健康に過ごせるようご協力ください。

## 〈生活上の心配ごと、困りごとがあったら、民生委員・児童委員に相談ください〉

民生委員・児童委員とは、地域住民の立場にたつて地域の福祉を担うボランティアです。生活上の心配ごと、困りごとがあったら、地域の民生委員・児童委員にご相談ください。相談内容によっては地域の専門機関とのつなぎ役になります。なお、民生委員・児童委員には、法に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。

詳しく知りたい方は、「全国民生委員児童委員連合会」のWebサイトをご覧ください。

